

## -平成 27 年度改正で、どう変わる？相続税・贈与税2-

前回に引き続き「相続税・贈与税」について執筆していきたいと思います。円満な相続・贈与が行われるよう税制を理解していくことがテーマです。

### 1. 非上場株式等の納税猶予制度の見直し

経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に贈与税の納税義務が生じないようにするなどの拡充が図られました。

#### 特例の概要

経営贈与承継期間（贈与税の申告期限から5年間）後、1代目経営者が存命中に、受贈者である2代目経営者が後継者である3代目へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合に、3代目が贈与税の納税猶予を受けるときは、その適用を受ける株式等に係る2代目の贈与税の納税猶予額が免除されます。

また、経営贈与承継期間内で1代目経営者が存命中に、受贈者である2代目経営者が後継者である3代目へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（身体障害等のやむを得ない理由により2代目経営者が会社の代表者でなくなった場合に限り）において、3代目が贈与税の納税猶予を受けるときは、その適用を受ける株式等に係る2代目の贈与税の納税猶予額が免除されます（相続税の納税猶予においても同様に扱われます）

**【改正前】** 1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務が2代目に生じる。このため、3代目への承継が困難。

**【改正後】** 1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務を免除する。